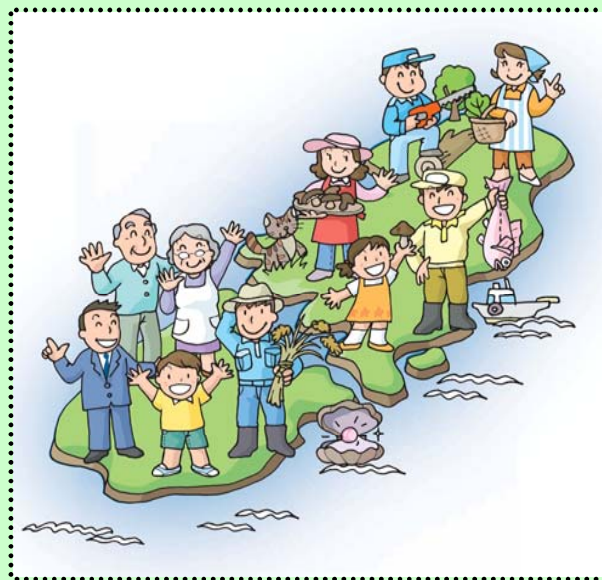


第8回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料2



●パブリックコメントによる意見

●意見交換会での意見

●議会からの意見

平成23年9月9日(金)

パブリックコメント様式にて提出された意見

	氏名・団体名・事業所名	住 所	意見・提言の内容
1	精神保健福祉ボランティア 「やまびこ」	817-1602 上県町佐須奈乙1829 番地3	民主団体における会員層が高齢化している。現在の60代～70代の会員が皆無状態である。「自己他、他人にも」という眼がない。これは30年程前から20代から50代までの民主団体が存在しない（青年団・壮年団等）。人を思いやる心に少々かけていたのではないか。したがって「精神保健福祉ボランティア」でも会員加入希望者がいない。
2	高雄 武保	817-0511 美津島町竹敷258番 地	【前文】対馬市における古からの歴史（この後に入れる）対馬島は有史以前から、日本民族が居住している個有の領土（このあとにつづく）先人からの教など…… 【第20条】（危機管理）協力を図り乍ら（このあとに入れる）雨森芳洲の善際誠心の交流と国境対馬領土の防衛は車の両輪の如く（このあとに）危機管理体制を整備する この字句を要略拾対精査して入れて頂きたい
3	小島 徳重	817-0324 美津島町久須保690 番地7	前文の理念は、すばらしいと思います。 特に、豊かな自然にかかる次の2か所に目がいきました。 「島という環境が希少価値のある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵からなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。」 「私たちは、このような風土から育まれた『対馬らしさ』を大切にしつつ、また、自然への畏敬の念やもてなしの心、思いやりの気持ち、地域の絆や人とのつながりを忘れることなく、……」 ところが、第2章以下の条文の中に、かけがえのない自然環境の保全や活用についての条項がないようです。環境王国の指定に恥じない自然を生かした魅力ある島づくりの条項を起すか、第7章の「対馬らしさの追求」の項に、自然環境の保全や活用の項を規定したらどうでしょうか。 （第7章は、漠然としていて、寂しい気がします。自然環境だけでなく他の領域についても、規定できるのではないのでしょうか。） 追記 島内あちこちで、谷間や道路横の茂みへの廃棄物の不法投棄、車からのポイ捨てが見られ残念です。空き缶一つで、豊かな自然やもてなしの心も台無しです。基本条例の中に、具体的な文言を入れることは難しいと思いますが、市民憲章的なものか、標語やスローガンなど、わかりやすい何らかの方法で全市民に訴える方策が必要だと思います。
4			前文の歴史、文化についてのとらえ方に共感を覚えます。 「対馬は、……古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。……、個性と特色ある文化を生み出してきました。」 「同じ島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って『私の故郷は対馬』と胸をはれるように……」 その通りだと思います。しかし、対馬を出て生活している人の中には、対馬出身者であることを表に出したがる人が結構います。また、対馬は不便なところだとしか感じず、嫌々、対馬に住んでいる人もいます。 前文に唱われている理念を生かすためには、教育の力が欠かせないと思います。第8条に「子どもの育成」が規定されていますが、8条に「故郷に誇りをもつ人間」の育成の趣旨を盛り込むか、新しい条項を起し、「故郷に誇りをもつ学校教育・社会教育の推進」を規定してほしいと思います。 また、対馬の宝である文化財の整備・保存・活用についても規定したらどうでしょうか。

(仮称)対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会参加者

	8月24日		8月30日		9月5日		合 計 (延べ人数)
	上県会場	上対馬会場	峰会場	豊玉会場	美津島会場	厳原会場	
一 般	58	42	33	19	34	59	245
ワーキング部会員	3	3	7	4	7	8	32
検討委員会委員	11	7	9	7	8	11	53
事務局	4	4	4	4	4	5	25
合 計	76	56	53	34	53	83	355

意見交換会で提出された意見

【条例全体について】

	意見・提言の内容	備 考
1	現在までの行政の運営は全て地方自治法をはじめ、各種規則に基づき完全に施行されているが、今回の条例（案）はこれらの良い所取りとしか思えない。	上県会場にて事務局回答済
2	第14条“柔軟で機動性のある組織体制”、第17条“成果重視の行政”（軽視の行政があるか）、第23条“誠実に対応しなければ”（現在、誠実さに欠ける対応が多いのか）、できすぎの条例であり、ごもつともな美辞麗句の羅列である。	
3	最高位の条例とは、国で例えるならば憲法に相当する。憲法は本来市民の義務を規定するというよりも、為政者が好き勝手な政治を行うことを防止することが第一義となるはず。しかし、この条例（案）は、市民には“しなければならない”と強制的言葉が多く使用されている。一方、行政には“努力しなければならない”という曖昧な言葉が多いように思える。行政の覚悟が疑われる。また、硬性条例とすべきかどうかの検討が必要ではないか。	
4	国の法律との関係はどうか。説明では（国と地方公共団体・住民との関係が）逆ピラミッドの図になっていたが、この条例が地方自治法より上になるのか。	美津島会場にて事務局回答済
5	市の行政・条例に対しては、どれだけの効力があるのか。	上対馬会場にて事務局回答済
6	この条例は理想像をうたっているが、強制力がない。協力をお願いするというだけでは弱いと思う。強制力のないこの条例に、いかに従わせることができるのか。	美津島会場にて事務局回答済
7	本日の意見交換会のテーマは、平成24年度4月から市政をどうしていくかということなのか。条文の意味は分かるが、具体例がないしこれでどうするのかと思う。	
8	冒頭の委員長挨拶にもあったが、人口減が深刻な問題である。地域分権が叫ばれている今、対馬市には地域マネージャー制度があるが、この制度とこの条例（案）が重なって見える。必要な制度だとは分かるが、地域マネージャーが全ての地区で普及し成功しているとは思えず、この条例（案）も同じ方向へ進みかねないのではないか。よく市民の声を聞き、市民が受け入れ、自ら動けるものを作ってほしい。	

意見交換会で提出された意見

9	合併したのが平成16年3月1日、7年経った今頃、条例を制定するのか。今までは何をもとに行政してこられたのでしょうか。6町それぞれのルールを取捨選択してきたのでしょうか。	厳原会場にて事務局回答済
10	この条例で市民が飯を食えるのか。豊かになるのか。	厳原会場にて事務局回答済
11	この条例ができなければ、どういったデメリットがあるのか教えて欲しい。	豊玉会場にて事務局回答済
12	この条例の内容は、全て制度化されているものなのか。	豊玉会場にて事務局回答済
13	細則は作る予定なのか。	豊玉会場にて事務局回答済
14	地域マネージャー制度とこの条例の整合性はあるのか。地域マネージャー制度が普及していないのにこの条例が必要なのか。	豊玉会場にて事務局回答済
15	条例（案）が立派すぎて意見が出せないが、どこかに壁があるのではないかと思う。数年後、いろいろな課題が出てきて行き詰るのではないか。	
16	“是正は可能か”。今、進行中の新病院問題について、現行は市民への情報提供不足だが、来年度施行以降、この条例に基づいて市民は行動できるか。	厳原会場にて事務局回答済

意見交換会で提出された意見

【条文ごとについて】

	意見・提言の内容	備 考
1	条例（案）へ追加してほしい部分がある。前文に『対馬島は有史（日本国誕生前）以前から、日本民族が居住している固有の領土である』、第20条に『雨森芳洲の日韓（朝）誠信の交隣の道は正しいが、これと並んで、対馬島民の古代、中世から現代への受け継がれる日本国領土の最北西端の対馬島防衛の位置を車の両輪の如く存続、後世に続けなければならない』と入れてほしい。対馬は日本の領土だ、という内容をはっきりしてほしい。	前文，第20条
2	『市民』という定義はどうするのか（定住外国人を含むか否か等）。特に住民投票が大きな問題とされるであろう。対馬市には在日外国人が多く居住しているという特殊性もある。特定永住外国人については、デリケートに取り扱う必要がある。	第2条第1号
3	対馬市民のとらえ方について、説明資料の図を見ると、行政・議会・市民のそれぞれが独立している。それら全てをひっくるめて対馬市民ではないか。この図で行くと、行政・議会を除いた者が、応分の負担をしなければならないと取れる。	第3章（第6条～第12条）・ 厳原会場にて事務局回答済
4	20歳未満と18歳未満の違い、考え方は？	第6条第4項・ 美津島会場にて事務局回答済
5	市政に参加する権利とは、公民権の事を指しているのか。また、行政サービスを受ける権利とは、具体的にどんな内容・サービスか。応分の負担を負うとは、納税の事か。以上をわざわざ定めなければならないのか。	第7条・厳原会場にて事務局回答済
6	議会を開かれたものとするには、議員あるいは会派で定期的に報告会を実施することを義務付け、その費用は市が予算を確保する義務を負うことを明記する（例えば、報告書・資料等は議員の手出しだとしても、配布費用は市が予算付けをすとか、回覧に供することを許可する等）。	第10条第2項
7	第10条（議会の責務と役割）はいらぬのではないのか。議会基本条例が必要なのではないのか。また、第14条（組織体制）のような組織体制の整備ができるのか。	第10条，第14条・ 厳原会場にて事務局回答済
8	第17条（行政評価）について、“対馬市事務事業評価委員会”の委員は市の職員か、又は一般の市民なのか。	第17条第1項・ 峰会場にて事務局回答済

意見交換会で提出された意見

9	個人情報保護と情報の共有化のバランスはどう考えてあるのか。	第18条, 第21条・ 厳原会場にて事務局回答済
10	危機管理体制の確立が必要。地域防災計画、地域住民への徹底。市民の身体、生命及び財産を守る（市政の基本理念ではないか）。これまで70年位は、災害時の避難場所、経路が市民に示されたことは全くなかった。家族では機会ある度に話し合っている。	第20条
11	第21条（情報の共有）について、分かりやすい情報の基準はなにか。	第21条・厳原会場にて事務局回答済
12	第24条（パブリックコメント）について、インターネットが使用できない高齢者の声はどうするのか。	第24条・厳原会場にて事務局回答済
13	65歳以上の人のうち、ホームページは90%位は見られない状態だと思う。	第24条
14	住民投票の市民発議に議会の議決が必要なのはちょっと弱い気がする。	第29条・上対馬会場にて事務局回答済
15	常設型住民投票として、対馬に住む外国人の方々はどうなのか。住民として、投票権を有しているのか。	第29条・厳原会場にて事務局回答済
16	第29条（住民投票）について、有権者は20歳以上なのか。	第29条・厳原会場にて事務局回答済
17	対馬らしさに気がつくためにはどうしたらいいのか。	
18	第30条（対馬らしさの追求）について、対馬らしさとは何か。少し具体的なものは何か。	第30条・厳原会場にて事務局回答済
19	対馬らしさとは具体的には何か。自然は豊かだが、楽しむ機会、方法が少ないのではないか。	第30条

意見交換会で提出された意見

【意見交換会について】

	意見・提言の内容	備 考
1	今日の意見交換会に将来を背負う若い人の姿が見当たらないのが寂しい。	
2	対馬の活性化のためには、もっと若い人たちに参加を呼びかけ若い力で進めてほしい。	
3	今日の参加は高齢者が多くて、若者がもう少し出席すれば良かったと思います。	
4	質問にならないと思いますが、最初（委員長の挨拶）に、『今まではごまかしてきたしこれからも5年先まではごまかしもきくだろうけど、10年、15年先はごまかしてはいけない』とおっしゃっていましたが、「ごまかす」あるいは「ごまかし」が何なのか、何だったのか、具体的に教えていただきたいと思います。	上県会場にて事務局回答済
5	高齢者の理解を得るのは難しいと思う。解りやすい表現をお願いしたい。	
6	対馬市は長崎県でありながら、対馬市の基本条例制定の講師の先生をなぜ福岡県の先生にお願いしたのか。県内に適当な先生がいなかったのか、または他に理由があるのか。県政との結びつきは重要だと思われるが、棚に上げているのか。	厳原会場にて事務局回答済
7	何故、福岡の先生が、という意見が出たが、こういった分野の専門の先生はどこにでもいるものではない。委員長の紹介について、事務局はもっと詳しく行ってほしかった。	

意見交換会で提出された意見

【条例の周知について】

	意見・提言の内容	備 考
1	(仮称) 対馬市市民基本条例制定の必要性は説明で理解できたが、来年4月1日に条例が制定され施行されても、市民が動かなければ何も変わらないのではないかと。条例が市民に浸透するまで時間がかかるのではないかと。	峰会場にて事務局回答済
2	正直言うと、今日の意見交換会があるまでこの条例について知らなかった。自分のようにこの条例の広報活動を知らずに条例を知らなかった人、この条例で恩恵を受けなければならない人への周知徹底をしてほしい。また、合併して数年経つが、未だに住民の中に旧町意識が強く、“対馬はひとつだ”と言ってもその考え方が残っている限り、ひとつにはなれないと思う。	
3	この条例が活かされるのは子供達が主役になる時代なので、条例の趣旨を子供達に分かりやすく説明し、意見を募ってほしい。	上対馬会場にて事務局回答済
4	良い条例だと思うが、要は市民に認知してもらうために周知徹底を十分行うことが大事であり、一部の人だけが理解するだけでは駄目だと思う。もっと地域に入って知らせてもらいたい。	

意見交換会で提出された意見

【意見集約の方法について】

	意見・提言の内容	備 考
1	条例・規則のたぐいものは、ことば・表現が難しいもので分かりにくいものだ。今日の話・資料は市報7月号に掲載されていたものと殆ど同じだった。もっとくだった話があるかと思っていたが、残念だった。説明を聞いて、即意見を求めるのはひどすぎると思う。大事な条例であるからこそ、考える時間を置いて（後日）交換会を開くべきではないだろうか。	
2	この説明会に地区の区長等の指導者をいれ、この説明会後に地区の話し合いをし、地域の意見を吸い上げるべきではないか。	美津島会場にて事務局回答済
3	本日の説明を各地区の区長とか三役にして頂いて、各区に持ち帰り区民に説明して意見を集めないと本当の住民（市民）の声は聞こえず、市政に反映させる事は出来ないと思います。	
4	情報の共有は、旧巖原町がしやすいと思う。地区ごとに偏りがあると思うが、意見の吸い上げはどのようにして行っていくつもりなのか。	
5	同じ意見を言っても、言った相手（職員）が上へ伝えられるかどうかで意見の通り方が違うと思う。受けた意見をどのように反映させていくつもりか。	美津島会場にて事務局回答済

【行政について】

	意見・提言の内容	備 考
1	市の若い職員を育成してほしい。	
2	条例をかかげる事は良い事ですが、市の職員自ら行動に移すべきです。技能の優れた人材を多く採用してください。	
3	能率的で効果的な運営とあるが、職員の部署が1～2年で変わることで流れが理解できなくなる（例：中心市街地などのまちづくり）。	巖原会場にて事務局回答済

意見交換会で提出された意見

【まちづくり・協働・過疎化について】

	意見・提言の内容	備 考
1	協働し支えあえる社会の構築は、対馬の距離的ハンデや経済的負担から、行政が補う必要があるのでは、と思われてなりません。少子高齢化社会はコミュニケーションの劣化を招き、人口減少により、人間としての関わり方が大きく変化することに不安を感じています。対馬の歴史・血縁関係による偏った地域社会の形成は、人間関係・コミュニケーションのあり方にも深くダメージを受け、それに気づかない面もあるのでそのケアが必要ではないでしょうか。各々の年齢にふさわしい町づくりへの参加を期待いたします。	
2	自ら動くことの必要性には、一人一人の市民の意識改革が必要だと思う。	
3	“団体等と連携、協力を図りながら”とあるが、“等”の部分が実は大事なのではないか。住民自身が声を出さないといけないのではないか。	
4	昔の隣組（協力して暮らそうという心）を育てるには時間がかかる。若い人達に協働・奉仕の精神を教育する老人の意見も取り上げる必要があると思う。	
5	第5章（第27条：協働）について、誰がどこでどのように協働するのか。その具体例を教えて欲しい。	美津島会場にて事務局回答済
6	実際、自分の地区の地域マネージャーも知らない状況であり、知る機会もないし、活動内容も分からない。この3年間の取り組みや実績を教えてほしい。	豊玉会場にて事務局回答済
7	今日のように市民の集まりが悪いということは、それだけ関心がないということではないか。人が集まりたくなるような施策を考えてほしい。	
8	廃校の利活用は島外に向けても発信し、子供の教育、老後生活に活用する方法を考慮されてはどうか。	
9	① 日本一豊かな自然の対馬を目指す事（観光にも役立つ）、 ② 廃校を利用して自然豊かなフリースクールを立ち上げ（不登校の生徒を対象に） ③ ①を目指すためには猪の対策を急ぐ事	
10	少子化、高齢化、単身化（個別化）等の問題が起こった原因は何か。特に、対馬（離島）の過疎化はひどすぎる。	巖原会場にて事務局回答済

意見交換会で提出された意見

【リーダー育成・活動団体育成等について】

	意見・提言の内容	備 考
1	対馬人の昔ながらの足ひっぱりをなくし、しっかりとリーダーの下で皆で支え協働の島づくりに力を注ぐことが必要だと思う。本日も各団体のリーダーが来ているので、リーダーを支え、良いリーダーを育ててください。	
2	改正NPO法、寄附行為に関する税政優遇関連法案が今国会で成立した。従来のお上から交付税を頂く金の『縦の流れ』から、市民が直接NPOへ金を流す『横の流れ』が急速に拡大していくはずである。まちづくりは行政だけで実施することから、NPO等市民が直接担っていくよう推進していくべきである。この条例にも明確に、行政がNPOの育成を図る項目を設けるべきである。	
3	各種地域団体活用が必要である。	
4	地域活動、各種団体強化への対応の取り組みが重要である。	
5	先を目標にした人づくりをすべきだと思います。良いリーダーは必要です。人づくりが根幹ではないでしょうか。子供を持つ親への教育をやってください。	

【雇用について】

	意見・提言の内容	備 考
1	第30条（対馬らしさの追求）について、対馬の特色を活かしたまちづくりにおいて、雇用（若者）を考えてもらいたい。	
2	若い人が町内に残る対応が今後は必要であろう（働く場の確保）。	
3	地元産業対応急務であろう。	
4	職場の確立が必要である。	
5	島内に若い人が就職できる職場を作ってほしい。	

意見交換会で提出された意見

【個別の要望】

	意見・提言の内容	備 考
1	現在、家敷地内に猪、鹿が出没する現況です。子供の猪に襲われた人もいて、人命に関わる危険な状態です。緊急の対策がほしいと思います。	
2	国道県道、特に上県に入ると急に悪い。道路をまたぐ雑木（杉・桧）の枝を切ってください。	
3	市有財産の管理について、旧三根小跡地の適正な管理を早急に行っていただきたい。 (例：不法投棄の車等)	
4	市役所の職員は電話に出るときに課名は言っても自分の名前を言わない方が多い。中には言ってる人もいる。	
5	対馬市になってから、特に上県町は寂しくなりました。なんとかならないでしょうか。	

意見交換会で提出された意見

【意見交換会の感想】

	意見・提言の内容	備 考
1	議会、行政がんばってください。	
2	児童に、そばを育て、育てたそば粉を麺にし、食する指導をしています。加齢とともに大変だが、続けたいと思います。	
3	10～20年後の自分の将来を不安に思った。	
4	どうしてこんな条例が必要なのか、わかりました。	
5	対馬市民として、すばらしい条例制定に向けて努力して欲しいし、一市民として積極的に取り組んで行きたい。	
6	市民を主役に考えて下さった分かりやすい条例でした。生活に希望がわいてくるようでした。私達1人1人自分のできる範囲内で何かに小さい事からでも取り組んでいき、対馬づくりをしたいです。	
7	人口減少の中、いかに市民と行政が一体となって取り組みができるか真剣に討議し、わかりやすい条例として評価できると思う。	
8	意見が出ないということ、役所の人間がどうとらえるか。また、地域マネージャー制度の普及の格差をどうとらえるのか。それぞれの地区には区長がいるが、それで十分ではないか。自分の地区の地域マネージャーは、顔見せ程度にしか来なかった。条例の名前についても“市民参画条例”のような分かりやすいもののほうがよいのではないか。県下では対馬市が最初に取り組んでいると言われたが、同一県内の他市町が条例を制定するときに参考にすることも考えられる。後からできるものの参考になるよう、不服のない条例へ作り上げたいと思う。	

(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会
《上県会場》

日 時：8月24日(水) 午後1時30分から午後3時まで
場 所：上県地区公民館
出席人数：76人
(市民：58人、検討委員会委員：11名、ワーキング部会員：3名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 現在までの行政の運営は全て地方自治法をはじめ、各種規則に基づき完全に施行されているが、今回の条例(案)はこれらの良い所取りとしか思えない。
(事務局) この条例を策定する根底に、自分たちの地域(自治体)のことは自らで、という考えがある。対馬市には他にも様々な条例があるが、その条例の最上位となるのが今回の(案)なのでいろいろな懸念が含まれており、そのように見える部分もあるということを理解いただきたい。

- 質問にならないと思いますが、最初(委員長の挨拶)に、『今まではごまかしてきましたけれども5年先まではごまかしもきくだろうけど、10年、15年先はごまかしてはいけない』とおっしゃっていましたが、「ごまかし」あるいは「ごまかし」が何なのか、何だったのか、具体的に教えていただきたいと思います。

(委員長) 例えば「ごまかし」の例として、地域住民の高齢化だけでなく自治体を支える行政職員の高齢化があげられる。福岡のある自治体の話をすると、職員が300名いるがその内100名が50代、20名が20代という構成になっている。5年後には50代の職員は半数残っているが、10年後にはその100名は退職していなくなる。若手職員を採用しても、その職員は“ゆとり世代”であり、今までの職員とは価値観が異なっている。今まで何とかしてくれていた職員がいなくなり、今までのような対応ができなくなる。50代がいなくなることにより、その下の世代の心の準備ができないまま急速に出世し、心身の病気も心配されるようになる。結局は自分ではなければならぬことに気づかされることになるため、その前に今回の条例が必要であり、地域でできることは地域で取り組んでいく体制が必要である。行政側が対応できない時期がくる。

《条例(案)に対する意見等》

- 第30条(対馬らしさの追求)について、対馬の特色を活かしたまちづくりにおいて、雇用(若者)を考えてもらいたい。

- 今日の意見交換会に将来を背負う若い人の姿が見当たらないのが寂しい。
 - 対馬の活性化のためには、もっと若い人たちに参加を呼びかけ若い力が進めてほしい。
 - 今日の参加は高齢者が多くて、若者がもう少し出席すれば良かったと思います。
 - 高齢者の理解を得るのは難しいと思う。解りやすい表現をお願いしたい。
 - 市の若い職員を育成してほしい。
 - 条例をかかびげる事は良い事ですが、市の職員自ら行動に移すべきです。技能の優れた人材を多く採用してください。
 - 廃校の利活用は島外に向けても発信し、子供の教育、老後生活に活用する方法を考慮されてはどうか。
 - 対馬人の昔ながらの足ひつぱりをなくし、しつかりとしたリーダーの下で皆で支え協働の島づくりに力を注ぐことが必要だと思う。本日も各団体のリーダーが来ているので、リーダーを支え、良いリーダーを育ててください。
 - 65歳以上の人のうち、ホームページは90%位は見られない状態だと思う。
 - 10～20年後の自分の将来を不安に思った。
 - 島内に若い人が就職できる職場を作してほしい。
 - ①日本一豊かな自然の対馬を指す事(観光にも役立つ)、②廃校を利用して自然豊かなフリースクールを立ち上げ(不登校の生徒を対象に)、③①を指すためには猪の対策を急ぐ事
 - 対馬市になってから、特に上県町は寂しくなりました。なんとかならないでしょうか。
 - 議会、行政がんばってください。
- 《具体的な要望》
- 現在、家数地内に猪、鹿が出没する現況です。子供の猪に襲われた人もいて、人命に関わる危険な状態です。緊急の対策がほしいと思います。
 - 国道県道、特に上県に入ると急に悪い。道路をまたぐ雑木(杉・松)の枝を切ってください。



(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会
《上対馬会場》

日 時：8月24日(水) 午後7時30分から午後9時まで
場 所：上対馬総合センター
出席人数：56人
(市民：42人、検討委員会委員：7名、ワーキング部会員：3名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 市の行政・条例に対しては、どれだけの効力があるのか。
(事務局) この条例は基本理念を定めたものであり、市の条例の中では最高位に位置することとなる。効力については、そのようにご理解いただきたい。
- 住民投票の市民発議に議会の議決が必要なのはちよつと弱い気がする。
(事務局) 検討委員会内でも住民投票の部分については、常設型にするか非常設型にするかで意見が分かれたが、現行案のとおりとなった。
- この条例が活かされるのは子供達が主役になる時代なので、条例の趣旨を子供達に分かりやすく説明し、意見を募ってほしい。
(事務局) この条例の逐条解説を作成し、各世帯へ配布する予定としているため、内容についてはご理解いただけるのではないかと考えている。

《条例(案)に対する意見等》

- 第14条“柔軟で機動性のある組織体制”、第17条“成果重視の行政”(軽視の行政があるか)、第23条“誠実に対応しなければ”(現在、誠実に欠ける対応が多いのか)、できすぎの条例であり、ごもつともな美辞麗句の羅列である。
- 対馬らしさとは具体的には何か。自然は豊かだが、楽しむ機会、方法が少ないのではないか。
- 本日の意見交換会のテーマは、平成24年度4月から市政をどうしていくかということなのか。条文の意味は分かるが、具体例がないしこれでどうするのかと思う。
- 最高位の条例とは、国で例えるならば憲法に相当する。憲法は本来市民の義務を規定するというよりも、為政者が好き勝手な政治を行うことを防止することが第一義となるはず。しかし、この条例(案)は、市民には“しなければならぬ”と強制的言葉が多く使用されている。一方、行政には“努力しなければならぬ”という曖昧な言葉が多いように思える。行政の覚悟が疑われる。また、硬性条例とすべきかどうかの検討が必要ではないか。

- 改正NPO法、寄附行為に関する税政優遇関連法案が国会で成立した。従来のお上から交付税を頂ぐ金の『縦の流れ』から、市民が直接NPOへ金を流す『横の流れ』が急速に拡大していくはずである。まちづくりは行政だけで実施することから、NPO等市民が直接担っていくよう推進していくべきである。この条例にも明確に、行政がNPOの育成を図る項目を設けるべきである。
- 良い条例だと思うが、要は市民に認知してもらうために周知徹底を十分行うことが大事であり、一部の人が理解するだけでは駄目だと思う。もっと地域に入って知らせてもらいたい。
- 協働し支えあえる社会の構築は、対馬の距離的ハンデや経済的負担から、行政が補う必要があるのでは、と思われてなりません。少子高齢化社会はコミュニケーションの劣化を招き、人口減少により、人間としての関わり方が大きく変化することに不安を感じています。対馬の歴史・血縁関係による偏った地域社会の形成は、人間関係・コミュニケーションのあり方にも深くダメージを受け、それに気づかない面もあるのでそのケアが必要ではないでしょうか。各々の年齢にふさわしい町づくりへの参加を期待いたしません。
- 『市民』という定義はどうか(定住外国人を含むか否か等)。特に住民投票が大きな問題とされるであろう。対馬市には在日外国人が多く居住しているという特殊性もある。特定永住外国人については、デリケートに取り扱う必要がある。
- 議会を開かれたものとするには、議員あるいは会派で定期的に報告会を実施すること(義務付け、その費用は市が予算を確保する義務を負うことを明記する(例えば、報告書・資料等は議員の手出しとしても、配布費用は市が予算付けをするとか、回覧に供することを許可する等)。
- 自ら動くことの必要性には、一人一人の市民の意識改革が必要だと思う。
- 昔の隣組(協力して暮らそうという心)を育てるには時間がかかると。若い人達に協働・奉仕の精神を教育する老人の意見も取り上げる必要があると思う。
- 児童に、そばを育て、育てたそば粉を麵にし、食する指導をしています。加齢とともに大変だが、続けたいと思います。





(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会
《峰会場》

日 時：8月30日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで
場 所：峰地区公民館
出席人数：53人
(市民：33人、検討委員会委員：9名、ワーキング部会員：7名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 第17条(行政評価)について、“対馬市事務事業評価委員会”の委員は市の職員か、又は一般の市民なのか。

(事務局)現在の事務事業評価委員は市職員だが、この条例ができることにより一般市民も加わることができるようになる。今後、そのようにシステムが変わっていくと考えられる。

- (仮称)対馬市市民基本条例制定の必要性は説明で理解できたが、来年4月1日に条例が制定され施行されても、市民が動かなければ何も変わらないのではないかと。条例が市民に浸透するまで時間がかかるのではないかと。

(事務局)市民の皆様に条例を広く理解してもらうため、来年、基本条例講演会を行う。また、この条例についてのパンフレットを作成し、各世帯へ配布する予定としている。行政用語が分かりづらいという声もあるため、できるだけ行政用語は省き、分かりやすい形で作成したいと考えている。

《条例(案)に対する意見等》

- 対馬市民として、すばらしい条例制定に向けて努力して欲しいし、一市民として積極的に取り組んで行きたい。
- 市民を主役と考えて下さった分かりやすい条例でした。生活に希望がわいてくるようでした。私達1人1人自分のできる範囲内で何か小さい事からでも取り組んでいき、対馬づくりをしたいです。
- 人口減少の中、いかに市民と行政が一体となって取り組みができるか真剣に討議し、わかりやすい条例として評価できると思う。
- 市役所の職員は電話に出るときに課名は言っても自分の名前を言わない方が多い。中には言ってる人もいる。
- 正直言うと、今日の意見交換会があるまでこの条例について知らなかった。自分のようにこの条例の広報活動を知らずに条例を知らなかった人、この条例で恩恵を受けな

ればならない人への周知徹底をしてほしい。また、合併して数年経つが、未だに住民の中に旧町意識が強く、“対馬はひとつだ”と言ってもその考え方が残っている限り、ひとつにはなれないと思う。

《具体的な要望》

- 市有財産の管理について、旧三根小跡地の適正な管理を早急に行っていただきたい。
(例：不法投棄の車等)



(仮称) 対馬市市民基本条例 (案) における地域との意見交換会
《豊玉会場》

日 時：8月30日 (火) 午後7時30分から午後9時まで
場 所：豊玉地区文化会館
出席人数：34人
(市民：19人、検討委員会委員：7名、ワーキング部会員：4名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より (仮称) 対馬市市民基本条例 (案) の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- この条例ができなければ、どういったデメリットがあるのか教えて欲しい。
(事務局) この条例を作らないことにより、まちづくりの基本となる決まりごとができず、これが認識できないことによりまちづくりが遅れていく。逆に、条例を作ることにより、市民やNPO等の組織からもまちづくりに参画しやすくなる。行政側からの施策の情報についても、利用しやすい方向へと提供の仕方が変わってくるものと考えられる。また、この条例内にて公募について共通のルールを定めたことにより、その他の条例に基づく公募等についても影響を及ぼしてくるものと考えられる。
 - この条例の内容は、全て制度化されているものなのか。
(事務局) 制度化されている部分もあるが、新しく盛り込んだものもある。また、これまで運用で行われていたものについて、明文化したものもある。
 - 細則は作る予定なのか。
(事務局) 今のところ、この条例についての細則・規則の作成予定はない。
 - 地域マネージャー制度とこの条例の整合性はあるのか。地域マネージャー制度が普及していないのにこの条例が必要なのか。
(事務局) 地域マネージャー制度を発展させたものの一部がこの条例だと考えている。地域マネージャー制度は、普及しているところとそうでないところの差は大きい。それについては認識しているが、協働についてのルールが今までなかった。ルールを作らないと、次の段階へ進めないため、今回の条例を作ることにより制度化したい。
 - 実際、自分の地区の地域マネージャーも知らない状況であり、知る機会もないし、活動内容も分からない。この3年間の取り組みや実績を教えてください。
(事務局) 活動内容や実績には地域差がある。情報は発信しており、自分の地区のこともそうだが他所の地区についても知ってほしい。
- 《条例 (案) に対する意見等》
- 今日のように市民の集まりが悪いということは、それだけ関心がないということでは

ないか。人が集まりたくなるような施策を考えてほしい。

○ 意見が出ないということを、役所の人間がどうとらえるか。また、地域マナー制度の普及の格差をどうとらえるのか。それぞれの地区には区長がいるが、それではないか。自分の地区の地域マナーは、顔見せ程度にしか来なかった。条例の名前についても“市民参画条例”のような分かりやすいものの方がよいのではないか。県下では対馬市が最初に取り組んでいると言われたが、同一県内の他市町が条例を制定するときに参考にすることも考えられる。後からできるものの参考になるよう、不服のない条例へ作り上げたいと思う。

○ どうしてこんな条例が必要なのか、わかりました。



(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会
《美津島会場》

日 時：9月5日(月) 午後1時30分から午後3時まで
場 所：対馬市商工会美津島支所会議室
出席人数：53人
(市民：34人、検討委員会委員：7名、ワーキング部会員：8名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 条例・規則のたぐいものは、ことば・表現が難しいもので分かりにくいものだ。今日の話・資料は市報7月号に掲載されていたものと殆ど同じだった。もっとくだけた話があるかと思っていたが、残念だった。説明を聞いて、即意見を求めるのはひどすぎると思う。大事な条例であるからこそ、考える時間を置いて(後日)交換会を開くべきではないだろうか。
- この説明会に地区の区長等の指導者をいれ、この説明会後に地区の話し合いをし、地域の意見を吸い上げるべきではないか。
- 本日の説明を各地区の区長とか三役にして頂いて、各区に持ち帰り区民に説明して意見を集めないと本当の住民(市民)の声は聞こえず、市政に反映させる事は出来ないと思います。
(事務局) 意見の集約の仕方や時間がなかったことについては大変申し訳なく思う。今回の意見交換会での意見は、検討委員会で再度検討させていただく。また、今回の条例見直しの際には修正する部分も出てくると考えられるので、十分な市民の意見集約期間を設けていきたい。
- 国の法律との関係はどうか。説明では(国と地方公共団体・住民との関係が)逆ピラミッドの図になっていたが、この条例が地方自治法より上になるのか。
(事務局) 地方自治法よりもこの条例が上になることははない。既存の法律を元にした部分や、更に追加した部分もある。あくまで、この条例は対馬市の既存の条例(決まり)の中で最上位だというふうにご理解いただきたい。
- 20歳未満と18歳未満の違い、考え方は?
(事務局) この条例での子どもの考え方を「20歳未満」としています。これは20歳未満の子どもは選挙権を持っていないが、子ども等の意見は対馬市の将来を考えるに当たって、貴重なものであります。よって、民法における未成年を基本として子どもの定義を20歳未満としています。

- 第5章（第27条：協働）について、誰がどこでどのように協働するのか。その具体例を教えて欲しい。
- （事務局）例として、地域マネージャー制度での地域での原材料支給等が当てはまると考えられます。道路の補修を行う場合で、原材料は市から提供し、労力は地域・区で提供してもらうというように、行政と地域住民の皆さんとのそれぞれの役割分担を持ちながら課題等を解決していくことです。
- 情報の共有は、旧敵原町がしやすいと思う。地区ごとに偏りがあると思うが、意見の吸い上げはどのようにして行っていくつもりなのか。
- （事務局）地区の偏りから来る情報の不平等は、特に気をつけて情報提供を行っていきたいと考えています。情報発信はもちろんだが、情報の受信についても同様に考えていきたいと思っています。
- 同じ意見を言っても、言った相手（職員）が上へ伝えられるかどうかで意見の通り方が違うと思う。受けた意見をどのように反映させていくつもりか。
- （事務局）パブリックコメントの募集や、公募した委員からの意見を取り入れていくことを考えています。
- この条例は理想像をうたっているが、強制力がない。協力をお願いするというだけでは弱いと思う。強制力のないこの条例に、いかに従わせることができるのか。
- （事務局）言われるとおり、この条例が制定されたからと言って何かが変わるということではありません。まずはこの条例を知ってもらい、市民の皆様がまちづくりに参加していただくことが大切であります。周知については、各世帯にパンフレットを配布し周知していいこうと考えておりますが、それだけでは不十分な部分もございます。特に高齢者などは理解しにくい面もあると思いますので、その点については、理解されている市民から周知により、広げて頂きたいと思っておりますので、御協力を願います。

《条例（案）に対する意見等》

- 若い人が町内に残る対応が今後は必要であろう（働く場の確保）。
- 地元産業対応急務であろう。
- 職場の確立が必要である。
- 各種地域団体活用が必要である。
- 地域活動、各種団体強化への対応の取り組みが重要である。
- 条例（案）が立派すぎて意見が出せないが、どこかに壁があるのではないかと思う。数年後、いろいろな課題が出てきて行き詰るのではないか。
- 条例（案）へ追加してほしい部分がある。前文に『対馬島は有史（日本国誕生前）以前から、日本民族が居住している固有の領土である』、第20条に『雨森芳洲の日韓（朝）誠信の交隣の道は正しいが、これと並んで、対馬島民の古代、中世から現代への受け継

がれる日本国領土の最北西端の対馬島防衛の位置を車の両輪の如く存続、後世に続けなければならない』と入れてほしい。対馬は日本の領土だ、という内容をはっきりしてほしい。

- 冒頭の委員長挨拶にもあったが、人口減が深刻な問題である。地域分権が叫ばれている今、対馬市には地域マネージャー制度があるが、この制度とこの条例（案）が重なって見える。必要な制度だとは分かるが、地域マネージャーが全ての地区で普及し成功しているとは思えず、この条例（案）も同じ方向へ進みかねないのではないか。よく市民の声を聞き、市民が受け入れ、自ら動けるものを作ってほしい。



(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会
《巖原会場》

日 時：9月5日(月) 午後7時30分から午後9時まで
場 所：対馬市交流センター
出席人数：83人
(市民：59人、検討委員会委員：11名、ワーキング部会員：8名、事務局：5名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

○ 対馬市は長崎県でありながら、対馬市の基本条例制定の講師の先生をなぜ福岡県の先生にお願いしたのか。県内に適当な先生がいなかったのか、または他に理由があるのか。県政との結びつきは重要だと思われるが、棚に上げているのか。

(事務局) この条例の制定は長崎県下では対馬市が初であり前例がないこと、また、平成19年度に対馬市市民協働推進指針の策定を行った時の委員長が加留部先生であったため、対馬の状況にも詳しいため、委員長を依頼した。
→最後の閉会のあいさつ(松原政策補佐官)において、長崎県に相談し、紹介していただいた旨を説明。

○ “是正は可能か”。今、進行中の新病院問題について、現行は市民への情報提供不足だが、来年度施行以降、この条例に基づいて市民は行動できるか。
(事務局) 是正については条例の見直しを行っていくため、可能である。情報の提供、意見等を受けた場合は、条例施行後はこの条例に添って行く。

○ 常設型住民投票として、対馬に住む外国人の方々はどうなのか。住民として、投票権を有しているのか。
(事務局) 今の選挙制度では、選挙権を有するのは日本国籍を有する20歳以上の者である。ご理解いただきたい。

○ 市政に参加する権利とは、公民権の事を指しているのか。また、行政サービスを受けるとは、具体的にどんな内容・サービスか。応分の負担を負うとは、納税の事か。以上をわざわざ定めなければならないのか。

(事務局) この条例(案)は他の条例の最上位として提案させていただいている。当然のことではあるが、明文化することにより確認してほしいという意味がある。

○ 個人情報保護と情報の共有化のバランスはどう考えてあるのか。
(事務局) 条例内に明記することにより、情報の公開することを確認する意味がある。

○ 第21条(情報の共有)について、分かりやすい情報の基準はなにか。

(事務局) いろいろな情報をお知らせする場面があると思うが、そのひとつひとつを丁寧に知らせることが必要である。とりあえず知らせるだけ、のような、行政側の自己満足の方法は望ましくない。いろいろな情報伝達手段を使って、市民にわかりやすく情報提供を行っていききたい。

○ 第24条 (パブリックコメント) について、インターネットが使用できない高齢者の声はどうするのか。

(事務局) 地域ワーカーが地域に入ることにより、人を集め、自ら意見を出せない人たちの意見を伺っていくという方法もあり、今後においてもその手法については、検討していきたい。

○ 第29条 (住民投票) について、有権者は20歳以上なのか。

(事務局) 正確には、公職選挙法による。

○ 能率的で効果的な運営とあるが、職員の部署が1～2年で変わることの流れが理解できなくなる (例：中心市街地などのまちづくり)。

(事務局) 職員はだんだん減っていくが、その中でベスタなものを作りたいと思っている。

○ 合併したのが平成16年3月1日、7年経った今頃、条例を制定するのか。今までは何をもとに行政してこられたのでしょうか。6町それぞれのルールを取捨選択してきたのでしょうか。

(事務局) 今までは国にならっていたが、今は地域主権の時代である。自分たちの地域のルールは自分たちで作り、自分たちで進めていく。行政も議会も、市民の皆さんと一緒にやっていくというのが今回の条例の主旨であると理解していただきたい。

○ 第10条 (議会の責務と役割) はいらないのではないか。議会基本条例が必要なのではないか。また、第14条 (組織体制) のような組織体制の整備ができるのか。

(事務局) 県下では議会基本条例を制定している自治体はある。しかし、今回の条例 (案) ではそこまで踏み込んではいない。

○ 対馬らしさに気がつくためにはどうしたらいいのか。

○ 第30条 (対馬らしさの追求) について、対馬らしさとは何か。少し具体的なものは何か。

(事務局) 自然体験や農業体験で来島した人と話をすると、自分たちの周りには当たり前前のようにあるが、都会にはないことやものに気づかされる。話をすることにより、改めて対馬らしさに気づくことがあり、それを今後のまちづくりに繋げていきたいと考えている。

○ 対馬市民のとらえ方について、説明資料の図を見ると、行政・議会・市民のそれぞれが独立している。それら全てをひっくるめて対馬市民ではないか。この図で行くと、行政・議会を除いた者が、応分の負担をしなければならぬと取れる。

(事務局) 独立しているという意味ではなく、3者が協力し全体でやっていくという意味の図である。

- 少子化、高齢化、単身化（個別化）等の問題が起こった原因は何か。特に、対馬（離島）の過疎化はひどすぎる。（事務局）人間性や生活形態は、自由、個性により多様化が進み、多様化によりバラバラになってきている。このため個別化が始まり、独居高齢者等が増えてきていると考えられる。
- この条例で市民が飯を食べるのか。豊かになるのか。（事務局）飯が食える、ということではないが、自分が何かのためになっているとかわらないと思う。自分の立ち位置を大事にしてほしい。

《条例（案）に対する意見等》

- 先を目標にした人づくりをすべきだと思います。良いリーダーは必要です。人づくりが根幹ではないでしょうか。子供を持つ親への教育をやってください。
- 危機管理体制の確立が必要。地域防災計画、地域住民への徹底。市民の身体、生命及び財産を守る（市政の基本理念ではないか）。これまで70年位は、災害時の避難場所、経路が市民に示されたことは全くなかった。家族では機会ある度に話し合っている。
- 何故、福岡の先生が、という意見が出たが、こういった分野の専門の先生はどこにもいるものではない。委員長の紹介について、事務局はもっと詳しく行ってほしかった。
- “団体等と連携、協力を図りながら”とあるが、“等”の部分が実は大事なのではないか。住民自身が声を出さないといけないのではないか。



議会全員協議会における議員からの意見

【議会の責務と役割について】

議員条例（案）	検討委員会条例（案）
<p>（議会の役割）</p> <p>第10条 市議会は、市民の意思決定機関であり地方自治法その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1） 市政全般を監視し、公平及び公正で透明性のある市政の実現に努めるものとする。</p> <p>（2） 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めなければならない。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第11条 議会は次に掲げる責務を担うものとする。</p> <p>（1） 前条の目的を達するために条例等を定めて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>（2） 政策の提案及び立法に関する活動を行うものとする。</p>	<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行うものとする。</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>
<p>【考え方】</p> <p>（議会の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民</u>の意思決定機関 ・ 市政<u>全般</u>の監視 ・ <u>公平及び公正で透明性のある市政の実現に努める</u> ・ <u>広範な意見の聴取及び集約</u> <p>（議会の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民の負託に応えなければならない。</u> ・ 政策の<u>提案</u> ・ <u>立法に関する活動</u> 	<p>【考え方】</p> <p>（議会の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市政</u>の意思決定機関 ・ 市政<u>運営</u>の監視 ・ <u>市民に開かれた議会運営、市政への提言</u> ・ <u>地域の課題及び市民の意見を把握</u> <p>（議会の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</u> ・ 政策<u>立案</u> ・ <u>総合的な視点に立って調査研究</u>
<p>【比較における事務局見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の条例（案）と検討委員会条例（案）では、表現、言葉の違いはあるものの、基本的な考え方に大きな差はないと判断される。 ・ 議員の条例（案）は、議会の役割と責務を区分した方がよいといことであるが、議会の役割は双方の（案）を比較しても、<u>市民、市政の意思決定機関と市政（全般・運営）の監視</u>に踏襲され、その他は議会の責務の分野になると思われる。また、責務と役割の区分けが難しい点もある。 ・ よって、あえて責務と役割を区分するよりも、「市民の責務と役割」、「市長の責務と役割」と同様、「議会の責務と役割」で条文を作成した方がよいと判断します。 	